

(登録事業者の皆様へ)

令和3年5月18日

北海道における「緊急事態措置」について

<北海道商工会議所連合会>

北海道に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、5月16日～31日までを期間とする「緊急事態措置」が講じられることとなりました。

事業者皆様には大変なご負担を強いることとなりますが、本キャンペーンはこの措置に沿って運用しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 期 間 令和3年5月16日(日)から5月31日(月)まで

2. 対象区域 (1) 特定措置区域(10市町村)

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

(2) 措置区域(上記以外の169市町村)

3. 対象施設・要請内容 ※本キャンペーンに係る業種・箇所のみ抜粋しています

特定措置区域 ※上記2：対象区域(1)の10市町村

① 酒類 又は カラオケ設備を提供する飲食店、
飲食店営業許可を受けている結婚式場 等

※利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む
※酒類 及び カラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く

休業要請

② 左記①以外の飲食店

※宅配・テイクアウトを除く

時短要請

(営業時間は5時から20時まで)

①・②共通

◆次の感染防止対策を実施する

- ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる

◆業種別ガイドラインを遵守する

◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。また、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)

◆要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

中小企業 : 1日あたり売上高に応じて 4万円～10万円

大企業 : 1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

※詳しくは、下記「支援金の概要」(北海道ホームページ)をご確認下さい。

措置区域 ※上記2：対象区域（2）の169市町村

全ての飲食店、飲食店営業許可を受けている結婚式場 等

- ① 営業時間 5時から20時まで
- ② 酒類の提供 11時から19時まで(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)
- ③ 業種別ガイドラインの遵守

◆要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

中小企業：1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円

大企業：1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

※詳しくは、下記「支援金の概要」(北海道ホームページ)をご確認下さい。

●緊急事態措置の概要

北海道ホームページ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/0508_04.pdf

●支援金の概要

北海道ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm>